【園児の区分について】
子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下、「支援法」という。）
第19条第1項に規定する小学校就学前子どもの区分

１号認定：同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども
２号認定：同法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども
３号認定：同法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども

認定区分		対象となる子ども
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども
2号認定		保育を必要とする子ども
3号認定	0～2歳	

□ 定員として都道府県知事から認可を受け，又は届け出た上で学則（園則）に記載されている利用定員（許可定員）を記入して下さい。
また，１号～３号認定の区分で細目している場合は，区分ごとに記入した上で，その総計を「計」に記入して下さい（年齢別にさらに細分している場合でも，１号～３号認定までの区分ごとに記入して下さい）。
なお，１号～３号認定の区分ごとに細分されていない場合は，「計」のみ記入して下さい。

□ 支援法第31条に規定する市町村長による特定教育・保育施設の確認の際に設定する「利用定員」について，１号～３号認定の区分ごとに記入して下さい。
（なお、国立については対象外のため記入不要）

□ 当初3号認定の区分により入園した後，1号又は2号認定の区分に移行した者を記入して下さい。

□ 本年の４月２日～５月１日までの間に３歳となり，本年度に入園した園児の数を記入します。

□ 本年４月１日時点で満３歳（本年度中に４歳）で本年度に入園した園児の数を記入します。

平成　年度　学校基本調査
学校調査票（幼保連携型認定こども園）
―平成　年5月1日現在―

学校調査番号 4 8 A 9 0 1 6　幼保

□ 正しい番号が記入されていますか。

（様式第17号）　秘
統計法に基づく基幹統計調査
政府統計

□ 「３ 設置者別」で「３０ 社会福祉法人立」又は「３１ 学校法人立」のうち，公私連携法人としての指定を受けている場合は「１」を，受けていない場合は「２」を記入してください。

□ 一般財団法人及び公益財団法人は「３２ 財団法人立」を，一般社団法人及び公益社団法人は「３３ 社団法人立」を選択してください。
「３５ その他の法人立」を選択しないよう注意してください。

□ 教育・保育職員数欄について、私立幼保連携型認定こども園等で認定こども園法上の職名を用いていない場合，下記の職務内容により判断してください。

・教頭：園長及び副園長を助け，園務を整理し，及び必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
・主幹保育教諭
：園長，副園長及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
・指導保育教諭
：園児の教育及び保育をつかさどり，並びに保育教諭その他の職員に対して，教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
・保育教諭
：園児の教育及び保育をつかさどる。

□ 「本務者」には休職者，産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めます。
ただし，「兼務者」にはこれらの者は含めません。

□ 園長が０名あるいは２名の場合は，調査票欄外に理由を簡潔に記入してください。
（例 園長休職中のため 等）
なお，園長が２名(いずれも本務者)の場合は，「９」欄に該当がないか必ず確認してください。

□ 国立大学の附属学校において、大学の教授職を本務とし，園長を兼務している場合には，「兼務者」として扱います。

□ 廃校の場合は「３」を記入してください。

□ 非常勤講師は「兼務者」として扱います。

□ 正しい番号が記入されていますか。

□ 前年度中に３歳となり，前年度のうちに入園し，本年度も引き続き在籍している園児の数を記入します。

□ 学級は設置されているものの，在籍園児がいない学級がある場合，合計欄に「N」を記入します。

□ 前年度，幼保連携型認定こども園を修了した者を記入します。

※ 幼稚園(認定こども園を構成する幼稚園を含む)から，幼保連携型認定こども園に移行した場合は，当該幼稚園の修了者数（幼稚園の卒園者に限り，認定こども園を構成する保育所又は保育等機能施設の卒園者を除く）については，学校調査票(幼稚園)により提出してください。

□ 「計」の内訳（１号認定又は２号認定）を記入して下さい。

□ 「11 学級別年齢別在園者数(１号認定及び２号認定)」の「3歳児 0～2歳児入園」と重複して計上していないか，確認してください。

※本年度、2歳（3号認定）で入園し、5月1日までに3歳（1号又は2号認定）になった者はここには計上しません。

□ 育児休業教員＝育児休業代替教員となっていますか。
なお，育児休業教員１名に対し，代替教員（本務者に限る）を２名配置している場合等はこの限りではありませんが，その旨を調査票欄外に簡潔に記入してください。

1 こども園の所在地	〒100-0000（市区郡）（町村）（番地）東京都千代田区霞が関〇－〇－〇　電話（03（00）0000）
2 （フリガナ）こども園名	文部科学省　こども園　分園
園長氏名	文部太郎
取扱者氏名	文部花子

所在地の市町村番号 ※4010 1 3 1

3 設置者別：3 1（該当する項の番号を記入する。）
11 国立　21 都道府県立　22 市（区）立　23 町立　24 村立　25 組合立　30 社会福祉法人立　31 学校法人立　32 財団法人立　33 社団法人立　34 宗教法人立　35 その他の法人立　36 個人立

※30又は31のうち，公私連携法人としての指定の有無
1 有　2 無（該当する項の番号を記入する。）：1

4 本園分園別：1（該当する項の番号を記入する。）
1 本園　2 分園

区分	教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上・保育認定（2号認定）	満3歳未満・保育認定（3号認定）	計
5 認可定員	0	32	48	80
6 利用定員	0	32	48	80

7 教育・保育職員数

本務者（休職者等を含む。）	園長	副園長	教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	助保育教諭	主幹養護教諭	養護教諭	主幹栄養教諭	栄養教諭	講師	計	教諭等	保育士	教補育・助保育員
※5010 男		1		1		2			1		1		6			
※5020 女	1				1	8	1	1				1	12	2		

兼務者（休職者等を除く。）	園長	副園長	教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	助保育教諭	主幹養護教諭	養護教諭	養護助教諭	主幹栄養教諭	栄養教諭	講師	計	教諭等	保育士	教補育・助保育員
※5010 男																	
※5020 女												1		1			

8 その他の職員数（本務者のみ）

	事務職員	養護職員（看護師等）	調理員	その他（警備員等・用務員）	計
※5010 男	1				
※5020 女			4		

9 「7」の本務者のうち休職等教員数（再掲）

	園長・副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等 休職 職務上の負傷疾病	その他	育児休業	介護休業	養護教諭・養護助教諭・栄養教諭 休職 職務上の負傷疾病	その他	育児休業	介護休業	計
男							1		1
女			1						1

10 「7」及び「8」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）

	産休代替教職員 教諭等・園長等・保育教諭等・主幹保育教諭等	副園長等・主幹保育教諭等	養護教諭・栄養教諭	助教諭・栄養教諭	育児休業代替教員 教諭等・園長等・保育教諭等・主幹保育教諭等	副園長等・主幹保育教諭等	養護教諭・栄養教諭	助教諭・栄養教諭	計
男								1	1
女									

13 修了者数

男	女	計

11 学級別年齢別在園者数（１号認定及び２号認定）　※学級ごとに１段ずつとって記入する。

学級名		0～2歳児入園	4歳児 本年度入園 平成 年4月2日～平成 年4月1日生まれ	4歳児 前年度入園 平成 年4月2日～平成 年4月1日生まれ	4歳児 前年度以前入園 平成 年4月2日～平成 年4月1日生まれ	4歳児 0～2歳児入園	4歳児 3歳児入園	4歳児 4歳児入園（本年度）	5歳児 0～2歳児入園	5歳児 3歳児入園	5歳児 4歳児入園	5歳児 5歳児入園（本年度）	計
うさぎ 組	7010	9	1	2	2								32
たぬき 組	7020							33					33
きつね 組	7030										6	24	30
きりん 組	7040												N
組	7050												
組	7060												
組	7070												
組	7080												
組	7100												
組	7110												
組	7120												
組	7140												
組	7150												
計	※7460	9	1	2	2			33			6	24	95
計の内訳（再掲） 男	※7470	5	1	1	2			16			3	13	50
計の内訳（再掲） 女	※7480	4		1	0			17			3	11	45
計の内訳（再掲） 1号認定	※7490	2	1		9			18			3	6	39
計の内訳（再掲） 2号認定	※7500	7		1	3			15			3	18	56

12 年齢別在園者数（３号認定）
※4月1日現在の満年齢により記入。

		0歳	満1歳	満2歳	計
※8010	計				
※8020	計の内訳（再掲） 男	2	1	2	5
※8030	計の内訳（再掲） 女			3	3

1．本園と分園（正規の手続を完了したもの。）は，別々に調査票を作成する。分園の調査票は本園で取りまとめる。
2．数字は，□ の中に一字ずつ，右側につめて記入する。また，「計」欄があるところは，必ず検算をする。
3．「3」の「公私連携法人」は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人をいう。
4．「5」及び「6」の各区分は次のとおりである。「教育標準時間認定（1号認定）」：子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第19条第1項第1号に規定する者に係る区分，「満3歳以上・保育認定（2号認定）」：支援法19条1項2号に規定する者に係る区分，「満3歳未満・保育認定（3号認定）」：支援法19条1項3号に規定する者に係る区分。
5．「7」の「教諭等」については，主幹教諭，指導教諭，教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。
6．「9」及び「10」における「副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等」については，副園長・教頭・主幹保育教諭・指導保育教諭・保育教諭・助保育教諭・主幹養護教諭・主幹栄養教諭・講師が該当する。
7．「10」における「事務職員等」については，「8」に列挙する事務職員，看護職員（看護師等），調理員及びその他の職員(用務員，警備員等)が該当する。
8．「11 学級別年齢別在園者数」で学級数が16以上ある場合は，この欄について調査票を2枚作成し，2枚目について学級名の隣の4桁を「7160」から始めるものとする。
また，5月1日現在学級は設置されているが在園者がいない場合は組名を記入し，「計」欄に N と記入する。
9．「11」の「０～２歳児入園」欄は，当初３号認定の区分により入園した後，１号又は２号認定の区分に移行した者を計上する。